

オンサイト利用施設基準

平成 21 年 3 月 9 日
独立行政法人統計センター

調査票情報の利用に係るオンサイト利用施設の基準は、下記のとおりとする。なお、本基準は技術革新、その他社会情勢の変化を受け、見直すことがある。

記

1 運営・管理体制について

- ① オンサイト利用施設を管理する施設管理者を置いていること。
- ② 調査票情報の利用者を管理する利用管理者を置いていること。
- ③ 調査票情報の保護に関する規則を定め、当該規則について組織内研修が行われていること。

2 運営施設について

- ① 調査票情報の利用に供するため、施設管理者及び利用管理者並びに施設内で調査票情報の利用を認められた者（以下「施設利用者」という。）以外の立入りを制限し、機密情報を安全に利用できる施設（以下「情報安全利用施設」という。）が整備されていること。
- ② 情報安全利用施設への入退室に際し、入退室管理システムによる氏名、所属、日付、時刻の記録を行う措置が講じられていること。
- ③ 施設利用者に対し、これを外見上判断できるよう、身分証明書を付与すること。
- ④ 情報安全利用施設に、施設管理者及び利用管理者が用いるパーソナルコンピュータ（以下「管理用PC」という。）、施設利用者の研究分析に供するパーソナルコンピュータ（以下「研究用PC」という。）が別に設けられていること。
- ⑤ 管理用及び研究用のPCに接続するサーバ装置の設置により、施設内ネットワークが構築されていること。
- ⑥ 情報安全利用施設に設置する管理用及び研究用PC並びに機器等について、定期的にメンテナンスを行い、正常な状態を維持する体制が整えられていること。

3 調査票情報の管理について

- ① 情報安全利用施設に、調査票情報を保存した電磁的記録媒体、ドキュメント類を保管する施錠可能なキャビネット、金庫等が設置されていること。
- ② キャビネット、金庫等から調査票情報を保存した電磁的記録媒体の出し入れ

を行った日時を記録する措置が講じられていること。

4 管理用及び研究用PC等について

(1) 管理用PC

- ① IDカードやパスワードの設定により、施設管理者及び利用管理者以外の利用を制限し、かつ利用履歴を把握する措置が講じられていること。
- ② スクリーンロックの設定により、第三者による調査票情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。
- ③ アンチウイルスソフトウェアの導入、セキュリティパッチの更新、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ④ 提供用の電磁的記録媒体に複製する集計結果、その他の情報に対し、暗号化又はパスワード設定が行えるソフトウェアが導入されていること。
- ⑤ 管理用PCの盗難、第三者による外部への持ち出しを防止する措置が講じられていること。
- ⑥ コンピュータログファイル（ファイルアクセスを記録するものを含む。）により、管理用PCの操作を記録するための措置が講じられていること。
- ⑦ 外部ネットワークとの接続を遮断できる等、調査票情報の外部への漏洩を防止するための措置を講じていること。

(2) 研究用PC

- ① IDカードやパスワードの設定により、施設管理者及び利用管理者並びに施設利用者以外の利用を制限し、かつ利用履歴を把握する措置が講じられていること。
- ② スクリーンロックの設定により、第三者による調査票情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。
- ③ アンチウイルスソフトウェアの導入、セキュリティパッチの更新、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ④ CD-R、USBメモリ等の電磁的記録媒体の接続等の無効化、その他調査票情報の不正な持ち出しを防止する措置が講じられていること。
- ⑤ 研究用PCの盗難、第三者による外部への持ち出しを防止する措置が講じられていること。
- ⑥ コンピュータログファイル（ファイルアクセスを記録するものを含む。）により、研究用PCの操作を記録するための措置が講じられていること。
- ⑦ 外部ネットワークとの接続を遮断できる等、調査票情報の外部への漏洩を防止するための措置を講じていること。

(3) サーバ装置

アンチウイルスソフトウェアの導入、セキュリティパッチの更新、その他調査

票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

5 施設利用者への規制及び監視措置について

- ① パーソナルコンピュータ、カメラ、レコーダ等の記録機器類、無線LAN端末、携帯電話等の通信機器類、その他施設利用者による持込みを検査し、及びその使用を規制する措置が講じられていること。
- ② 監視カメラを設置する等し、情報安全利用施設内での施設利用者の行動を継続的に監視できる措置が講じられていること。
- ③ 施設利用者が調査票情報を用いる場合に、当該利用者に使用が認められていない調査票情報にはアクセスすることができない措置が講じられていること。
- ④ 施設利用者が集計結果、その他の情報を外部へ持ち出す場合、その内容を検査し、調査票情報の漏洩を防止する措置が講じられていること。

6 報告・検査措置について

- ① 施設管理者及び利用管理者の名簿、調査票情報の保護に関する規則、施設内の管理用及び研究用PC、その他の機器等の構成及び配置については、統計センターに提出するものとし、これらを変更する場合も同様とする。
- ② 施設の開設若しくは設備等を変更したときは、又は定期的に、統計センターの検査を受けること。